

# 平成18年第14回教育委員会記録

平成18年10月25日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成18年10月25日(水) 午後2時00分～午後2時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎 庶務課長 松岡 敬明

学校適正配置担当課長 吉田 順之 杉並区師範館長 田中 哲

学校運営課長 井口 順司 学務課長 渡辺 幸一

指導室長 種村 明頼 社会教育スポーツ課長 赤井 則夫

済美教育センター副所長 植田 敏郎 済美教育センター統括指導主事 由井 良昌

中央図書館長 原 隆寿 中央図書館次長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 7名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第50号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第51号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第52号 杉並区学校教育職員の採用に係る選考に関する基準

**(報告事項)**

- (1) 教科書採択に係る住民監査請求の監査結果について
- (2) 「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」委員の決定及び懇談会の開催について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 学校希望制度の申請状況
- (5) 体育施設の年始特別利用について
- (6) 杉並区教育委員会・後援名義使用承認一覧
- (7) 平成17年度区立学校・幼稚園の学校評価結果について
- (8) 区立図書館の臨時休館について

## 目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第50号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 4

議案第51号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・ 4

議案第52号 杉並区学校教育職員の採用に係る選考に関する基準・・・・・・・・ 5

### 報告事項

(1) 教科書採択に係る住民監査請求の監査結果について・・・・・・・・・・ 6

(2) 「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」委員の決定及び懇談会の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(3) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(4) 学校希望制度の申請状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(5) 体育施設の年始特別利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 10

(7) 平成17年度区立学校・幼稚園の学校評価結果について・・・・・・・・ 11

(8) 区立図書館の臨時休館について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

**委員長** 皆様こんにちは。議会の関係で2回休会になっております。久しぶりでございますけれども、ただいまから、第14回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が3件、報告が8件となっております。

では、議案の審議に入らせていただきます。

日程第1、議案第50号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは私の方から、議案第50号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、障害者自立支援法の制定に伴いまして、身体障害者福祉法の一部が改正されました。その際、「身体障害者療護施設」という名称が、「身体障害者支援施設」という名称に改められたことから、表記規定の一部について、必要な改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。改正の内容は第28条第1項第2号、この中の「身体障害者療護施設」、これを「身体障害者支援施設」に改め、「措置を講ずる」という部分を「支援を行う」と改めるものでございます。

公布の日から施行しまして、10月27日に公布する予定でございます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

**大蔵委員** 今、「身体障害者療護施設」を「身体障害者支援施設」とするとおっしゃいましたけれども、「身体」はついていない。「障害者支援施設」ですね。

**庶務課長** 失礼いたしました。ご指摘のとおりでございます。「障害者支援施設」でございます。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第50号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第50号は、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第2、議案第51号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。同じく庶務課長お願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第51号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災

害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令、この一部が改正されたことに伴いまして、所要の規定を整備するために、表記規則の一部について改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表をご覧ください。改正の内容は、学校医等の疾病補償、または障害補償に関して規定する第10条第1項の政令引用条項を改めるものでございます。また、様式中の疾病補償、障害補償などの政令を引用する上について、同様に改正に合わせて改めるものでございます。施行日でございますけれども、公布の日から施行し、10月27日に公布する予定でございます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

私からは、以上でございます。

**大蔵委員** よろしいですか。まことにつまらないことで、毎回申し訳ありません。

「疾病」とは書いてなくて「傷病補償」と書いてあります。

**庶務課長** 大変失礼いたしました。申し訳ございません。「傷病補償」、改めさせていただきます。

**委員長** ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第51号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第51号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第52号「杉並区学校教育職員の採用に係る選考に関する基準」を上程し、審議いたします。指導室長、ご説明お願いいたします。

**指導室長** 議案第52号「杉並区学校教育職員の採用に係る選考に関する基準」につきましてご説明いたします。

今回ご提案申し上げる「杉並区学校教育職員の採用に係る選考に関する基準」は、来年度4月1日に採用する区費教員の選考基準を定めるものでございます。

教員の採用選考は、「教育公務員特例法第11条」により、教育長が行うこととなっておりますが、その任命権者は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条」により、教育委員会とされております。したがって、次年度以降、区費による教員の採用選考を実施するに当たり、教育委員会として採用の基準を定める必要があることから、今般このご提案を申し上げます。

議案中の3、「採用に係る選考」をご覧ください。こちらが今回の採用選考の受験資格でござ

いますが、資格としては、選考を実施する年度に杉並師範館の塾生として在籍し、当該年度の末日までに卒塾できる見込みの者で、下記の要件の全てを満たすものとして、まず師範館の卒塾者を対象としております。次に、年齢要件として40歳未満の者。それから、免許要件として、小学校教諭普通免許状を有する者を要件としております。次に、実施時期でございますが、公布の日から施行ということでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ちょっとお伺いしたいんですけども、本年は初めてですから、こういったことになると思いますが、例えば、数年後まで、もう既卒というか卒業してある人がいる場合もあると思うんですね。何かの事情でその年は就職しなかった、それで1年繰り越してというような感じでね。そういったケースはどういうふうな。これだと読めないかな。

**指導室長** これは、当該年度末日までに卒塾をできるものということで今考えております。例外は考えておりませんが、ただ、選考で合格をして採用見込みの者が、特別な事由があつて4月1日には就職できないというものについて、そのようなケースがある可能性はありますので、その辺は登録者名簿というのを作りまして、また検討していきたいというふうに思っております。

**委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第52号は原案どおり可決に異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第52号は原案どおり可決いたします。

次に日程第4、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「教科書採択に係る住民監査請求の監査結果について」、「『杉並区教育基本条例等に関する懇談会』委員の決定及び懇談会の開催について」、「学校運営協議会委員の任命について」以上の3件を一括して、庶務課長からご説明お願いいたします。

**庶務課長** それでは、1点目の教科書採択に係る住民監査請求の監査結果につきまして、まずご報告申し上げます。

本年8月11日に、杉並区民の一部の方から、昨年度平成17年度の杉並区立中学校教科書採択に関して、地方自治法の規定に基づく住民監査請求が提起されました。

請求の主な趣旨は、次の点でございます。まず1点目が、教科書調査委員会の成果を採択に生かさなかつたことへの違法性。2点目が、教育委員会が教員による教科書調査報告書、学校用でございませうけれども、これを書き換えさせたことへの違法性。また3点目は、教育委員会が端草

区の交流事業に関して、韓国側と摩擦を起こすことを避けるために採択日を延期し、本来なら1日で済む教育委員会を2日に渡り行ったことへの不当性。また4点目は、教育委員会開催に関わり、臨時警備業務を委託したことへの違法性という点でございます。

これらの提起につきまして、監査結果でございますけれども、まず1点目の教科書調査委員会の係る経費等につきましては、委員謝礼の支出に違法性はないということでございます。また、2点目の、教育委員会が教員による報告書を書き換えさせたことへの違法性の有無ということにつきましては、請求人の主張には根拠がないという結論でございました。また、臨時警備業務委託に係る費用を支出したことへの違法性、これにつきましては、財務会計上の行為に違法性はないと。また、2日間に渡り教育委員会を開催したといった点につきましては、平成17年8月4日開催の教育委員会及びその後の教育委員会に係る費用弁償の不当性につきましては、財務会計上の行為に不当性はないという結果でございました。

なお、報道によりますと、同住民の皆様方は、10月20日付けの報道でございましたが、この監査結果を不服として、東京地方裁判所に教科書採択のための区の公金支出の無効確認などを求める訴訟を提起したというふうに伺っております。

続きまして、2点目、「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」委員の決定及び懇談会の開催につきましてご報告申し上げます。

同懇談会の設置につきましては、前回9月13日の第13回教育委員会定例会におきまして、ご報告申し上げたところでございますが、今般、委員が決定いたしましたので、その委員名簿及び今後の予定、第1回の懇談会が今週の金曜日10月27日。そして第2回が来月、11月20日の月曜日を予定してございます。第1回におきまして、会長、副会長等選出をしていただきまして組織づくりを行い、来年の5月の提言に向けて、今後、月に1回ないし2回の懇談会を開催してまいる予定でございます。

本件につきましては以上でございます。

続きまして、3点目でございますけれども、「学校運営協議会委員の任命について」ということでございますが、杉森中学校の渡邊校長が、病気休職ということでございますので、学校運営協議会委員を辞任せざるを得ないと、そこで「杉並区学校運営協議会規則第3条」に基づきまして、補欠の委員をお手元の資料のとおり、風見章校長を任命いたしましたのでご報告申し上げます。なお、任期につきましては、前任者の任期を引き継ぐということでございますので、平成18年10月1日から来年平成19年3月31日までということになってございます。

私からは以上でございます。

**委員長** では、最初に「教科書採択に係る住民監査請求の監査結果について」ご質問、ご意見ご

ございましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、2点目の「『杉並区教育基本条例等に関する懇談会』委員の決定及び懇談会の開催について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

**委員長** ご質問等ございませんようでしたら、3点目に移ります。

「学校運営協議会委員の任命について」ご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

**委員長** ご質問等ございませんようですので、次に移ります。

「学校希望制度の申請状況」について、これは学務課長からご説明お願いいたします。

**学務課長** では、私から「学校希望制度の申請状況」について、ご報告を申し上げます。今回、学校希望制度につきましては、6回目を迎えたということでございます。今般、9月7日から10月3日までが申請期間でございまして、10月3日をもちまして締め切り、10月16日に抽選を実施したところでございます。では、内容についてご説明を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。この資料につきましては、参考までに前年及び前々年のデータも合わせて記載をさせていただいております。

初めに、全般的な状況でございます。まず右上の「希望申請者数の割合」のところでございますけれども、今回小学校につきましては20.1%、中学校につきましては25.1%の方が申請をされたという状況でございます。中学校につきましては、引き続き申請率は増加してございますけれども、小学校は昨年より微減というところかなと存じます。

今回の実施内容でございますけれども、基本的に従前と同様の考え方により実施をしたものでございます。この表の右側の中ほどに、「希望申請受入枠」という記載がございます。この1番下の19年度のところが、今回の受け入れ枠の数字でございますけれども、従前どおり40名枠というのを原則としつつ、記載のとおり10人から30人の受け入れ枠を設けた学校がございました。この考え方につきまして、これも従前どおりでございますけれども、施設の規模や学校適正配置の関係から、個別に受け入れ枠を設定させていただいたものでございます。

なお、この表の大きな方の枠の見方でございますけれども、まず19年度新入学というところで、左側の住基人口という欄、Cというアルファベットが打ってあるところでございます。こちらにつきましては、今年10月1日現在で、各学校の学区域内にお住まいの当該年齢のお子様すべての人数ということでございます。今回、全員に制度の案内通知を送付させていただいたところでご

ざいます。

次に右側のAの「入」というところの部分が、今回それぞれの学校を希望された隣接校の学区域にお住まいの方の数になります。その隣のBの「出」というところですが、こちらにつきましては、それぞれの学校の学区域にお住まいであるけれども、その学校ではなくて隣接校へ希望された方ということでございます。よって、この差という部分につきましては、入と出の差ということでございまして、この制度による増減の数を表したものでございます。

この中で、今回希望された方が、各校の受け入れ枠を超えた学校が、小学校4校、中学校7校ございまして、このうち10月16日に抽選を実施いたしましたのが、1番右下の枠でございます。

「抽選実施校」というところの「19年度新入学」というところに記載しております4校でございます。抽選の実施内容でございますが、ちょっと数字は記載してございませんが、浜田山小につきましては、希望者46名中12人の当選者数。和泉小が希望者28人中11人の当選者数。阿佐ヶ谷中が希望者141名中82名の当選者数。高井戸中が64名中24名の当選者数ということで抽選をさせていただきました。なお、この当選者の人数の設定でございますけれども、もともと希望枠を絞り込ませていただいた学校、具体的には浜田山小、和泉小、高井戸中の3校につきましては、それぞれの学校の受け入れ枠の数に隣接校を希望された出の方、要はその学校を希望されなかった出の方の数を加えた数というのを当選者といたしました。なお、阿佐ヶ谷中につきましては、もともと40名枠でございますけれども、これまでおおむね当選後、半数ぐらいの方が当選後に実際の入学までに国立、私立等に入学されて入学を辞退されているという、そういうデータがございましたので、その分も見込みまして、おおむね倍の82名ということで当選者数の枠を設定させていただいたものでございます。なお、この他の受け入れ枠を超えた学校につきましては、今後の辞退者数等見込みまして、今回抽選を行わないものとしたところでございます。

個別の学校でございますけれども、前年と比べてという意味合いで、特に大きく数字が動いた学校でございます。中学校の方でございますが、まず4番の阿佐ヶ谷中でございます。こちらにつきましては、前年度差がプラス82名ということでしたけれども、今年は差がプラスの136名ということで、昨年と比べて54名増でございます。続きまして6番の松溪中につきましては、昨年度の差がマイナス34名から今年はマイナス75名ということで、41名さらに減少したということでございます。そして、もう1校13番の神明中でございますけれども、こちらは昨年のマイナス10名から今年はプラスの41名ということで、プラスマイナス51名の増加と、そのようなところが特徴的なところかと存じます。詳細につきましては、また後ほどご参照願えればと存じます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。よろしいですか。何かございませ

んか。

(「なし」の声)

**委員長** 特にございませぬようでしたら、またよく見ていただいて、ご理解願いたいと思ひます。

次に進ませさせていただきます。次が、「体育施設の年始特別利用について」、それから「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、以上2件につきまして、社会教育スポーツ課長からご説明をお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** それでは説明させていただきます。「体育施設の年始特別利用について」でございますけれども、年始の1月2日と3日につきまして、午前10時から午後4時まで開場するものでございます。開場施設につきましては、指定管理者の9施設でございます、区民への周知については広報すぎなみ、それから区のホームページで実施する予定でございます。なお、実施方法等でございますけれども、下高井戸運動場、これは従前から無料で開放してございましたが、そこに加えて上井草運動場でございます。利用形態については自由利用でございます。それから高井戸温水プールにつきましては、個人利用ということで、利用料は従前の大人250円、子ども130円。それから高円寺体育館、妙正寺体育館、大宮前体育館、永福体育館、荻窪体育館につきましても個人利用ということで、利用料は、大人200円、子ども100円でございますが、これは今までと同じ料金でございます。申し込みにつきましては、直接来場により申し込み、または往復はがきによる申し込みになっております。その他の上井草体育館と上井草庭球場につきましては、通常の利用でございます、さざんかねっとによる予約申し込みでございます。以上が、年始の特別利用についてでございます。

次に、教育委員会共催・後援名義使用承認一覧でございます。

9月分につきましては、7件の新規がございます。1ページをおめぐりいただきたいと思ひます。1から4までが新規の後援でございます。「ラスベート交響楽団」による「第8回定期演奏会」、それから「SON世界大会記録映画を進める会」による「スペシャルオリンピックス05年世界大会記録映画『ビリーブ』上映会」でございます。それから次に、「ピーエムスクエアーズ」、これはスクエアーズでございますけれども、「ピーエムスクエアーズ創立5周年記念パーティ」でございます、これにつきましては区民の一般参加ということで、パーティという名前を使っておりますけれども、半分以上の区民の参加を得た会でございます。それから次に「ナルゲ少年サッカークラブ」でございますけれども、「日朝韓親善杉並少年サッカー大会・ナルゲカップ」でございます。

次に、3ページ目をおめぐりいただきたいと思ひます。新規の共催が2件でございます。「NPO法人プランニング∞遊」の「すぎなみ社会教育セミナー」と、それから「三谷小学校PT

A」による、これは家庭学級でございますけれども、「美と健康のために～いきいき子育てするために」という事業でございます。

次の4ページ目をおめぐりいただきたいと思っております。こちらにも新規の共催でございます。これは庶務課扱いになっておりますけれども、実際は科学館の所管でございます。 「NPO日本スペースガード協会」の「区民科学教室科学講演会『小惑星探査機はやぶさが成し遂げたこと』外1件」の共催事業でございます。

以上が共催・後援名義使用承認の報告でございます。

**委員長** では最初に「体育施設の年始特別利用について」ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、2番目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** ございませんようでしたら、次に進みまして、7番目「平成17年度区立学校・幼稚園の学校評価結果について」の説明を済美教育センター統括指導主事からご説明をお願いいたします。

**済美教育センター統括指導主事** 私の方から「平成17年度の区立学校・幼稚園の学校評価結果について」、ご説明させていただきます。

学校評価結果の概要ということで、次のページ1枚めくっていただきますと、そこに概要等がございます。

まず1番目で、実施目的や方法等ということで、学校評価の目的でございますが、ここがございますように、「校長の経営力」、「教師の授業力」、「家庭・地域との連携・協働力」で構成される「学校が自ら持つ力」、こういうものに基づく観点や内容で学校評価を実施して、「学校が自ら持つ力」の向上を図るための資料とする。2点目が、学校評価の結果を次年度の教育課程編成や学校経営計画等に反映させるなど、マネジメントサイクルに基づく学校経営の実現を図る。3点目が、学校評価の結果や学校評価に基づく改善策等を公表することを通して、学校が説明責任を果たすとともに、地域や保護者との連携・協力を推進する。そして最後に、済美教育センターが、学校(園)における分析・考察の資料として、学校評価結果の分析・考察資料を公表することを通して、学校の自主的・自立的な改善の支援を図るとともに、区民への説明責任を果たすということで、(1)から(3)に関しましては、それぞれ各学校が集計いたしまして、各学校ごとに公表しているところでございます。今回(4)の分析・考察等がまとまりましたので、各学校の資料になるように、そして区民への説明責任を果たすためということで、この度ご報告させ

ていただく次第でございます。

実施時期でございますが、昨年の10月から12月。実施は幼稚園、小学校、中学校、養護学校で実施いたしました。評価者は全教員、全保護者、小学校第5学年以上の児童及び中学校の全生徒。ただし、心身障害学級、南伊豆健康学園、養護学校の児童・生徒は除いております。実施方法につきましては、区の統一した「評価指標」により、昨年度初めて実施いたしました。記名方法等については記載のとおりでございます。

評価指標の内容は、そこにございますような項目数で実施いたしました。評価方法は、4「とてもそう思う」、3「ややそう思う」、2「あまりそう思わない」、1「まったくそう思わない」、「わからない」というものの中のいずれか1つを回答していただくような内容でございます。そのうち4と3を合わせて肯定率、2と1を合わせて否定率という形でこの後表記してございます。

回収率でございますが、教員と児童・生徒は高うございましたが、保護者に関しましては若干低い、それほど高くないところもございました。学校別に詳細に見ますと、20%程度の学校から93%、94%程度の学校がございました。

1枚おめくりいただいて、区立幼稚園の評価概要でございますが、ここにございますように教員も保護者もかなり高い肯定率を示してございます。各園の肯定率に関しましても、さほど大きな差はない状況でございました。

次のページの区立小学校の評価概要でございますが、中ほどに評価グラフがございますけれども、教員、保護者、児童という順番で肯定率が下がり、そして否定率については逆に児童、保護者、教員という順番でございました。この傾向は中学校にも同様にございます。それぞれ「評価者別評価結果」を児童、それから保護者、教員による評価をそれぞれ20%の枠の中で載せさせていただきます。

次は、区立中学校の評価結果の概要でございますが、これにつきましても小学校と同じような傾向を示しております。教員の評価が高く、生徒の評価が低いというような状況でございました。それぞれ「評価者別評価結果」につきましても、20%の枠の中で示させていただきます。

次の6ページでございますけれども、区立養護学校の評価結果も私どもの手元には届いておりますが、養護学校の方で公表しているということと、1校ということでございますので、今回はここに提示させていただきます。

7ページの「評価結果の分析と考察」というところでございますが、1番上にございますように、これは「学校評価アンケート」の結果から得られたものであると。従って結果は、各学校、園の実情をすべて反映しているわけではございません。しかし、「学校評価アンケート」を通し

て得られた結果を、各評価者がアンケートに設けられた観点を通して、「学校の現状」を評価しているわけですので、これを各学校が真摯に受けとめて改善を図って行って、教育活動に活かしていくということが重要であると考えております。

児童・生徒の評価に関しましては、(1)にございますように、小中学校ともに教員及び保護者よりも児童・生徒の評価結果が低い傾向にございました。このことは、分析いたしますと、児童・生徒の評価項目に自分自身のことを聞いているものがあります。これがほかの評価者のものよりも多いということと、教育を直接受けている者として最も現実的な評価をしているのではないかと考えられます。

児童・生徒評価の否定率、これも児童・生徒もかなり高い状況でございますけれども、とくに「協働力」や「教育課題」で高い割合を示しております。児童・生徒の「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」という割合でございますが、外部人材の活用や食育などの「協働力」、「教育課題」に関して学校が重点的に取り組みをしていないようなことがあったり、学校の取り組み状況が適切に伝わってないと、子どもたちに今こういうことをやっているんだということが、適切に伝わっていないというようなことが要因ではないかというふうに考えられます。

3点目でございますが、児童・生徒の評価結果に関しては、「教師の授業力」を通して期待する「学校像」をつくりあげていているということがうかがえました。このことは、データ分析で明らかになりました。児童・生徒の「教師の授業力」の評価結果が、他の構成内容の評価結果と非常に強い正の相関があると、つまり「教師の授業力」を高く評価している場合、他の評価も高くなり、逆に低く評価している場合は低くなると、ごく当たり前のことなのかもしれませんが、そのことがデータで明らかになりました。改めて授業力の向上が各学校で重要であるというふうに考えます。

大きな項目の2つ目で、(1)の保護者の評価でございますが、保護者の評価の肯定率というのは、幼稚園が高く、小、中学校と校種が進むごとに割合が減少しております。このことについては、校種が進むにつれて、保護者の学校(園)教育に対する要求や期待が、幼、小、中と上がることによって変わってくると、そして多くの分野・領域にわたっていくことが予想されて、これは校種間の比較をするということはあまり意味がないことではないかというふうに思います。

(2)の保護者評価の否定率・不明率。これも幼、小、中と上がっていくわけでございますけれども、これも肯定率と同じでそれほど比較していくということには、あまり意味がないのではないかと考えられます。ただし、18年度、今年度の実施に関しましては、「わからない」という回答が、なぜそこをつけたのかと、その理由がわかるような回答方法に変更する予定でございます。

(3) の保護者の評価結果、これは各学校、園によって回収率に非常に差がございます。先ほど申し上げたような20%から90%という差がございます。回収率の低い学校は、学校を肯定的に受けとめている保護者の多くが評価アンケートを提出しているのか、それともその逆で否定的に受けとめている保護者がたくさんアンケートを提出しているのかによって、保護者評価の肯定率や否定率に大きな影響を及ぼすかと思われまます。これらも含めて各学校で総合的に考察する必要があるだろうというふうに思います。

次に教員評価でございますが、教員評価は、全体で非常に他者の評価よりも高い傾向がございます。このことは、自校の経営や教員の状況、自らの指導、こういうものに関することについて、なかなか否定的な評価をつけるのが難しいということもあり得るのではないかというふうに思われます。

最後、裏面でございますが、「学校評価結果に基づく学校（園）の改善の取り組み」でございますけれども、ここがございますように、幼稚園では「保護者との連携の強化」、小学校ではやはり「学力体力の向上」、「学校公開の推進」ですとか「教員研修の充実」ですとか、中学校も似ておりますけれども、「地域との連携、交流の充実」、「食育の充実」、「体力の向上」等が上げられてございます。なお、資料の1番下の行にございますが、今後、平成17年度の各学校（園）の取り組みに関して、成果があったものを調査・分析する、これは18年度の学校評価の報告書の方で上がってまいりますので、それも加えて分析していきたいというふうに考えております。

1番初めの資料にお戻りいただけますでしょうか。申し訳ございません。このような学校評価に関して今回ご報告させていただきましたのは、大きな2番の「平成16年度との変更点」ということで、ただいまご説明しました中にごございましたように、区立学校及び区立幼稚園すべてで校種ごとに統一した指標、同じアンケートの内容で実施することができたということで、このように今回報告させていただきました。

それから(3)でございます。評価方法をどちらともいえないという中間段階のある5段階から、4段階の2つに分けたということで、報告の肯定率、否定率ということで報告させていただきました。

裏面でございますが、今後の予定でございます。この今、詳細にご説明させていただきました「平成17年度区立学校・幼稚園学校評価結果の概要」に基づいて、区民・保護者向けの資料を作成して11月にホームページ等で公表する予定でございます。

評価結果が著しく高い学校や低い学校、各評価者の評価結果に乖離がみられる学校などについては、校長等に対する聞き取り調査を実施したいというふうに考えております。18年度学校評価

報告書における、「平成17年度学校評価に基づき改善した結果、成果があったもの」ということを、18年度の報告書でとっておりますけれども、その分析・考察をしていく。そして、17、18年度と統一指標で学校評価を実施いたしましたので、これについて比較分析を行い、17、18年度の総括を行って、その結果に基づいて学校評価システムのより一層の改善を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**委員長** はい、わかりました。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ございませんか。

本日の資料の配布先というのは、どういったところにお配りになるんですか。例えば、アンケートに協力してくださった保護者だとかもいらっしゃるわけですよね。

**済美教育センター統括指導主事** 資料につきましては、各学校にももちろん配布させていただいて、あと各学校から自校の分析結果については、それぞれ保護者に説明しておりますので、その中で区の状況との比較ですとか、そういうものを今後やっていただけるようにしていきたいなというふうに考えております。アンケートにご協力いただいた一人一人保護者の皆さんに、それぞれこれを送るということは、私どもの方では現段階では考えてございません。

**委員長** それぞれの学校の対応にお任せるといような形になりますかね。

**済美教育センター統括指導主事** はい、それぞれ自分の学校の分析の資料として、また保護者への還元の仕事についても、そういう形で実施していくものでございます。

**委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、ございませんようですので、最後に「区立図書館の臨時休館について」のご説明を中央図書館次長からお願いします。

**中央図書館次長** 「区立図書館の臨時休館について」、ご報告申し上げます。

新しい図書館システムの再構築などに伴いまして、機材の入れ替えがございますので、下記のとおり臨時休館をする予定でございます。

1番目といたしまして、「図書館システムの入れ替えに伴う臨時休館」でございますが、こちらは中央図書館を初め、すべての図書館全館を休館するものでございます。期間は、平成19年2月16日から28日の13日間でございます。その間でも機材の入れ替え等に支障のない範囲で、館内資料の閲覧をするという開館日を設ける予定でございます。そして、3月1日から新システムによってサービスを開始する予定でございます。周知方法につきましては、11月21日号及び1月の広報、それからホームページ、その他ポスターなどで利用者の方にお知らせを十分に行う予定で

ございます。

それから2番目でございます。宮前図書館の「アスベスト除去工事等に伴う臨時休館」でございます。こちらは、来月11月16日から19年2月28日までに工事を行うために休館をするものでございます。そのアスベスト除去工事等の期間中は、同じ建物の中の1階にございます高井戸駅前事務所宮前分室で、宮前図書館以外の区立図書館の資料につきまして、お取り寄せして貸し出しをしたり、あるいは返却をするなどの業務を11月20日から19年2月14日まで、特別に臨時窓口を設けてお取り扱いをする予定でございます。こちらにつきましても広報、あるいはホームページ等でお知らせをする予定でございます。

私からは以上でございます。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

**委員長** では、ございませんようですので、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、では、ほかにごございましたらお願いいたします。

**庶務課長** それでは、次回の日程でございますけれども、11月8日水曜日の定例会の日程を変更いたしまして、翌日11月9日木曜日の午後2時から定例会を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

**委員長** では、ご予定をお願いします。

以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。